供給業」という。)」に改め、

同項に次の一号を加える。

Щ

山口県税賦課徴収条例の一

令和四年三月三十一日

每週火·金曜日発行

目

次

令和4年 3月31日 (木曜日) ○条例

部を改正する条例をここに公布する。

Ш П 県 知 事 村 尚 嗣 政

山口県条例第二十号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例 (昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

十四の七第七項各号」に改め、 小売事業者 造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス 第四十条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、 (同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を「(以下この節において「導管ガス 同項第二号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製 同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二

兀 同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業 ガス供給業のうち、)が行うもの (導管ガス供給業を除く。第四十四条第四項において「特定ガス供給業」という。) ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る (同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限 収入割額、 付加価値割額及び資本

割額の合算額

第四十四条第一項中 「第四項」を「第五項」に改め、 同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、

(施行期日)

報

令和四年三 年三

月月

三二十十

日日 発印 行刷

発発

行行

人所

山山

 $\Box_{\,\Box}$

知県

事庁

を削り、 当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、 除く。)」を加え、第一号を削り、 同条第二項中 「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、 第二号を第一号とし、 同項第三号中 同条第四項中 「その他」を -も の -「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、 「特別法人以外」に改め、 の下に「(第四十条第一 同号を同項第二号とし、 項第一号イに掲げる法人を 同号ハの表 同項を

同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、 次に掲げる金額の合計額とする。
- 各事業年度の収入金額に百分の○・四八を乗じて得た金額
- 各事業年度の付加価値額に百分の○・七七を乗じて得た金額
- \equiv 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額

附則第七条中 「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則第七条の四の二中 「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、 令和四年四月一 日から施行する。

(経過措置

山

2 0 改正後の山 いて適用し、 .口県税賦課徴収条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税に 同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、 なお従前の例による。